

福祉国家の変容と移民政策

——オーストラリアを事例として——

加藤雅俊

- 1 はじめに—本稿の目的と構成—
- 2 福祉国家の変容と移民
- 3 オーストラリアの経験
- 4 考察—理論的含意と今後の課題—

1 はじめに—本稿の目的と構成—

本稿の目的は、経済のグローバル化の進展およびポスト工業社会への移行に直面した先進諸国における新たな社会統合のあり方を模索する動きに関して、オーストラリアを事例として、その特徴および政治的背景を明らかにすることにある。具体的には、①福祉国家の黄金時代における社会統合のパターンはどのようなものか、②グローバル化とポスト工業化を経験した現在における社会統合のパターンはどのようなものか、③オーストラリアの経験がもたらす理論的含意は何か、という各論点を検討する。

ここでまず福祉国家における社会統合について整理しておきたい。齋藤純一は、社会統合を、「社会の成員がその諸制度を自らにとって有意義なものとして受け止め、それを持続的に支持する関係が成立している状態」として定義づける（齋藤純一 2009, p.21）。本稿では、齋藤の定義を参考にして、福祉国家における社会統合を、「福祉国家の諸制度を社会の成員が継続的に支持している状態」と捉える。したがって、福祉国家に対する安定的な支持を調達するために、再分配政策の実施、労働市場への統合や社会参加の促進、政治言説による正統化／正当化など、政府はさまざまな試みをなすと想定することができる。

第二次世界大戦後の安定的な経済成長を支えてきた段階の福祉国家は、埋め込まれたリベリズムおよびフォーディズム的發展様式（経済）、性別役割分業に基づいた男性稼得者モデル（社会）、階級・政党政治レベルにおける経済成長とその分配へのコンセンサス（政治）という諸基盤に依拠することで、経済的繁栄を実現し、その果実を市民に広く再分配することによって、安定的な社会統合を実現してきた。

経済のグローバル化の進展とポスト工業社会への移行は、これらの諸基盤を浸食し、従来型の社会統合の維持を困難にする。例えば、国際貿易の深化は、競争に打ち勝つため、企業に対してコスト削減圧力をもたらす一方で、生産性を向上させるために、スキルの高い労働者への需要をもたらす。そしてサービス経済化は、失業リスクを高め、不安定な雇用の増加をもたらす一方で、安定的な雇用に就くためのスキルアップを支援する政策へのニーズを高める。また少子高齢化の進展は、政府の財政基盤を脅かす。さらに女性の社会進出の増大は、少子高齢化

の進展とともに、ケア政策をはじめとした新たな社会政策へのニーズを高める。

このように、グローバル化とポスト工業化がもたらした諸変化は、競争力を改善するために、コスト削減を目的とした半熟練の移民労働者への需要、および、生産性向上を目的としたスキルの高い移民労働者への需要をもたらす一方で、社会的に排除された人々を包摂するために、新しい社会政策へのニーズをもたらす。言い換えれば、先進諸国は、厳しい経済状況の下で、国際競争力を改善しつつ、社会的排除に立ち向かう（すなわち、新たな社会統合のパターンを模索する）という難しい課題に直面してきたといえる。そして、実際1980年代以降、先進諸国は、社会政策および移民政策に関して、多様な政策対応を採ることによって、新たな社会統合のあり方を構築しようと試みてきた。

比較福祉国家論における先行研究は、社会政策の発展（すなわち、政策変化の有無やその方向性）およびそれらをもたらした政治的背景を解明することで、多くの理論的知見を蓄積してきたが、社会統合のパターンの変化それ自体については十分な検討を行ってきたとはいえない。例えば、政策目標の変化（例、縮減政策の採用）および政治的文脈の変化（例、受益者団体の台頭や市民の社会政策へのロックインなど、政策フィードバック効果）に注目する「福祉国家の新しい政治」論（P. Pierson 1994, 2001）は、社会政策の持続性を、非難回避戦略の成否という観点から説明してきた。一方、ポスト工業社会への移行に伴い「新しい社会リスク」が台頭していることに注目する論者（Armingeon and Bonoli 2006, Taylor-Gooby 2004, 最新の業績として Bonoli and Natali 2012）は、社会政策の目標が「脱商品化」から「再商品化」および「脱家族化」へと変化していることを示唆する。これらの研究潮流は、1980年代以降の社会政策の変化およびその政治的背景に関する理論的知見をもたらした点で重要な貢献といえるが、政治経済システムとしての福祉国家の諸基盤（の変化）への注目が十分でないため、社会統合のパターンの変化を十分に捉え切れていない。

一方で、国家形態の変容に注目する先行研究は、福祉国家の変容をマクロな観点から捉えることで、社会統合のパターンの変化を分析しているが、そこにおける多様性については十分な考察を行っていない。ジェソップ（Jessop 2002）は、近年の福祉国家の動向を、経済政策および社会政策における介入形態、政策が実施される規模や単位、および、経済社会問題への調整形態という四つの観点から、「ケインズ主義的福祉国民国家」から「シュンペーター主義的ワークフェアポスト国民的レジーム」への移行と捉える。他方、サーニー（Cerny 1990）は、国民国家が作動する文脈の変化に注目して、「福祉国家」から「競争国家」への移行とみなす。これらの研究潮流は、マクロレベルの観点から経済社会環境の変化に対する先進諸国の対応を整理することで、政治経済システムとしての福祉国家の変容を明らかにし、社会統合のパターンの変化を示した点で重要な貢献といえる。しかし、社会統合のパターンの変化に関する多様性については十分な検討が行われておらず、新しい時代の特徴を十分に捉え切れていないといえる。

これらの先行研究の現状をふまえて、本稿¹⁾は、1980年代以降のオーストラリアにおける社会政策および移民政策の展開を整理することを通じて、新たな社会統合のパターンの特徴（黄金時代との共通性と差異、および、近年における多様性）を明らかにし、それらをもたらした政治的背景を解明することを目的とする。

本稿の構成は以下の通りである。まず第二節では、分析枠組について整理する。福祉国家と

は何かについて簡単に振り返った上で、黄金時代における社会統合のパターンの特徴を明らかにし、経済のグローバル化の進展とポスト工業社会への移行という二つの変容圧力が従来型の社会統合を困難にすることを確認する。その上で、競争力の確保と社会的排除への対応という課題に直面する中で、社会政策および移民政策において政策目標が変化していることを確認する。ここで重要な点は、各政策領域において選択肢が残されていることにある。第三節では、オーストラリアにおける経験を整理する。まず、黄金時代のオーストラリアの社会統合のパターンを明らかにした上で、1970年代以降の変容を分析していく。1980年代以降の各政権は、社会政策において再商品化を強調し、移民政策において経済的貢献を重視するという共通性を持つ一方で、その達成方法には差異があることを確認する。また、新たな社会統合のパターンを正統化／正当化するために、ナショナルアイデンティティへの言及がなされていることを確認する。第四節では、オーストラリアにおける経験がもたらす理論的含意および今後の研究課題について整理する。とりわけ、新たな社会統合のパターンの特徴と多様性、政治言説の重要性、新たな社会分断の可能性などについて言及する。

2 福祉国家の変容と移民²⁾

本節では分析枠組について整理する。ここでは福祉国家の定義を簡単に振り返った上で、黄金時代における福祉国家の諸基盤と社会統合のパターンを確認する。その上で、経済のグローバル化の進展とポスト工業社会への移行が従来型の社会統合の維持を困難にする一方で、競争力の確保と社会的排除への対応という課題に対して、多様な選択肢が残されていることを明らかにする。

2-1 福祉国家とは何か

本項では、福祉国家を政治経済システムと捉える研究を手がかりに、福祉国家の定義を明らかにした上で、その一般的な含意を検討する。

そもそも、エスピン＝アンデルセンが指摘する（Esping-Andersen 1990）ように、「福祉国家」という用語が何を意味するかには、大きく二つの考え方が存在する。一方は、国家が提供する狭義の社会政策（所得保障プログラムの整備や社会サービスの提供など）に注目し、他方は、広く政治経済システムを指すものと捉える。本稿は、政治学的な観点に基づき、先進諸国の社会統合のパターンの特徴を把握し、その政治的背景を考察するという目的から、後者の視角（政治経済システムとしての福祉国家）を採用する。つまり、福祉国家を、政治（国家）・経済（市場）・社会（市民社会）の固有な編成形態と考える。

そして、福祉国家を理解するためには、その前提となる経済・社会・政治的状况を整理しておくことが有益となる。福祉国家は、ヨーロッパ諸国を中心に、19世紀末から20世紀初頭に形成され、第二次世界大戦後に確立した固有の政治経済システムと考えられている（C・ピアソン1998）。その特徴は、普通選挙制の確立により諸要求の表出が可能となったという状況の下、自由放任主義的な資本主義経済のもとでは十分な社会的再生産がなされないこと、および、近代化・産業化の進展の結果、家族や市民社会により負担されていた福祉機能が十分に提供されなくなっ

	競争力への貢献：高	競争力への貢献：中	競争力への貢献：低
多数派市民	①経済的エリート 例、資本家、経営者、 専門職など	②中間層 例、ホワイトカラー層、 熟練ブルーカラー層な ど	③その他 例、失業者、年金生活 者、自営業者、低生産 性セクター労働者など
移民	④熟練移民 生産性上昇に貢献する 移民労働者	⑤半熟練移民 人件費抑制に貢献する 移民労働者	⑥その他 例、家族結合、人道主 義的移民

表1 福祉国家を支える人的基盤（筆者作成）

たことを前提として、それらを代替・補完するため、国家が諸領域へ積極的な介入を行い、市民に社会的保護を提供するという点にある（田口1986, 小野2000, Torfing 1998も参照）。つまり、福祉供給機能が主に家族や共同体などによって担われ、国家は限定的な社会政策を提供していた夜警国家の時代とは異なり、福祉国家は、自由民主主義体制下における市民からの政治的要求の噴出を背景に、人々が最低限の生活を送ることを保障するために、権利としての社会的保護を制度化した点に特徴がある（すなわち、社会権の確立）。したがって、福祉国家とは、「国家が経済過程に介入し、経済成長と雇用を実現し、公共政策による再分配を通じて、市民に社会的保護を提供することにより統合を図る政治的メカニズム」と定義できる（加藤2012, p.46）。

ここで重要な点として、上述のように、福祉国家を政治経済システムとして理解することは、発展段階の差異および各段階における多様性を軽視することを意味しない。すなわち、政治経済システムとしての福祉国家は、自らを取り巻く経済社会環境に影響を受けるため、直面する経済社会システムの差異によって、各国に共通した特徴を持つといえる。その一方で、市民に社会的保護を提供する手段には多様なものがあること（例、社会政策だけでなく、雇用政策や労働市場政策、経済政策など）、および、社会的保護の目的（例、貧困の除去、社会的地位の保全、平等の実現など）の差異によって提供される水準が異なるなど、福祉国家の具体的な形態は共通の特徴を持つ中で、各国ごとに大きく異なるといえる。次項では、黄金時代の福祉国家の諸基盤および社会統合のパターンについて整理する。

2-2 黄金時代の福祉国家

上記の定義が示唆するように、福祉国家は、特定の歴史的発展段階における経済・社会環境に対応する形で、それぞれ性格が異なる。それでは、第二次世界大戦後の安定的な経済成長を支えた段階の福祉国家の特徴、および、社会統合のパターンはどのようなものであったのだろうか。福祉国家の段階的特徴は、それが依拠する経済・社会・政治的諸基盤から整理することができる。

黄金時代の福祉国家は、経済的基盤として、埋め込まれたりベラリズムおよびフォーディズム的發展様式、社会的基盤として、性別役割分業を前提とした雇用形態と家族形態の安定性（男性稼得者モデルの確立）、政治的基盤として、経済成長とその分配による豊かさの実現という階

級政治および政党政治レベルでのコンセンサスに依拠してきた（加藤 2012, 特に第二章）。

まず「埋め込まれたリベラリズム」（Ruggie 1982）とは、多国間の協力に基づく自由貿易体制を維持することによって各国の繁栄を目指す一方で、国際経済の変動によりもたらされるリスクに対応するため、一国レベルでの政策介入の余地を残しておく国際経済秩序を指す（具体的にはブレトンウッズ体制）。フォーディズム的發展様式（Jessop 2002, 山田 1994）とは、労働者階級と資本家階級の間の生産性上昇に関する合意を基礎とした、大量生産・大量消費型の経済成長モデルの実現、および、それらを支える諸制度（例、ミクロレベル：生産性インデックス賃金の導入とテーラー主義の受容という労使間の妥協、マクロレベル：集権的労使交渉メカニズムの確立）を指す。そして、男性稼得者モデルの確立とは、埋め込まれたリベラリズムとフォーディズム的發展様式を前提とした安定的な雇用に男性が就き、家族を養うのに十分な賃金を得る一方で、女性は主として家庭において家事や育児・介護などのケア労働に従事する（もしくは、ケア労働の負担にならない限りで、労働市場に参加する）という性別役割分業が確立したことを指す（Lewis 1992）。これにより、男性が労働から所得を得られなくなった場合の補償を充実化させるという「脱商品化」の実現が社会政策の目標となった。最後に、経済成長とその分配へのコンセンサスとは、フォーディズムに代表される階級政治レベルの労資和解に加え、政党政治レベルにおいても左右両陣営の間に経済成長とその分配のための政策介入を行うことに合意が生まれたことを指す（小野 2000）。これにより、政党間の対立は、政治・経済システムをめぐる争いから、自由民主主義および修正資本主義を前提とした分配の程度をめぐる争いへと変化した。

ここで重要な点は、黄金時代の福祉国家は、上述の諸基盤の組み合わせにより、経済的繁栄および政治的安定性を実現してきたことにある。言い換えれば、安定的な社会統合を実現してきたのである。したがって、福祉国家の黄金時代における社会統合の特徴は、国家の積極的な介入により経済成長および完全雇用を実現した上で、経済成長により生じた果実を、公共政策を通じて国民全体に再分配することによって、政治的安定性を高めるという点にある。これは、国民のあらゆる階層にとって有益であったと考えられる。例えば、高所得層は、経済成長の実現による果実の拡大から利益を得ることができ、中間層や低所得層は、完全雇用の実現や公共政策を通じた再分配によって、豊かな生活が可能となった。その一方で、公共政策の対象が国民に限定される場合、移民などのマイノリティーは十分なアクセスが保障されないことになる。

	競争力への貢献：高	競争力への貢献：中	競争力への貢献：低
多数派市民	<ul style="list-style-type: none"> ・経済成長の実現およびその果実の再分配により、安定的な支持調達の実現＝・エリート：経済成長の実現は大きな利益 ・中間層とその他：完全雇用と再分配により豊かな生活が実現 		
移民	<ul style="list-style-type: none"> ・公共政策の名宛人が国民に限定される場合、移民は政策に対して十分にアクセスできない＝社会的に排除される可能性有り 		

表 2 黄金時代における福祉国家の社会統合（筆者作成）

言い換えれば、黄金時代の福祉国家が国民国家を前提としている場合、政策の名宛人にならないマイノリティーは社会的に排除されてしまう可能性が高かったといえる。このような福祉国家の黄金時代における社会統合のパターンは、経済のグローバル化の進展およびポスト工業社会への移行によって大きく揺らいでいくことになる。次項ではこの点について確認する。

2-3 経済のグローバル化の進展とポスト工業社会への移行のインパクト

上述のように、黄金時代の福祉国家は、埋め込まれたりベラリズムおよびフォーディズム的發展様式、性別役割分業を前提とした男性稼得者モデル、経済成長とその分配による豊かさの実現へのコンセンサスに依拠してきた。経済のグローバル化の進展とポスト工業社会への移行はこれらの諸基盤を浸食する。

まずグローバル化とは、一般的に、ヒト・モノ・カネ・情報などが、国境を越えて大規模に移動する傾向を指す (cf. Held 2000, Steger 2003)。そのため、経済的側面に限らず、政治・社会・文化的側面などの多面性を持つと考えられる。福祉国家への影響という点ではグローバル化の経済的側面がとくに注目を集めてきた (ただし、実証研究³⁾では、その影響力の評価について大きく見解が分かれている)。例えば、資本移動の自由化は、各国政府が社会政策を充実させるために公共支出を拡大することを困難にさせる。言い換えれば、社会政策の拡充に対する歯止めになると考えられる。また国際貿易競争の激化は、競争に勝ち抜くため、企業に対してコスト削減圧力をもたらす一方で、生産性を向上させるために、スキルの高い労働者への需要をもたらす。これは、移民労働者への需要 (コスト削減のための半熟練移民と生産性向上のための熟練移民) を高める一方で、多数派市民の失業リスクを高めることになる。また資本の退出可能性が高まることは、資本家階級の発言力の強化をもたらす。言い換えれば、黄金時代の福祉国家を支えていた権力バランスに変化が生じるといえる。

一方ポスト工業社会への移行とは、ポール・ピアソン (P. Pierson 2001, Chapter3) によれば、以下の四つの側面から構成される。すなわち、製造業中心の経済からサービス産業中心の経済への移行、人口構成の変化、福祉国家の成熟化、女性の社会進出である。これらは、福祉国家の諸基盤に大きな影響をもたらす。例えば、サービス経済化は、製造業セクターの縮小をもたらす一方で、生産性上昇が低く失業リスクの高いサービス産業セクターへの依存が高まる結果として、財政基盤の弱体化および失業手当などの受給者の増加をもたらすと予測される。また知識基盤経済において安定的な雇用に就くためにはスキルアップが必要なため、職業教育・訓練へのニーズが高まる。さらに高齢化は、年金などの受給者の増加や受給期間の長期化をもたらす一方で、介護サービスなどへのニーズをもたらす。また女性の社会進出の増大は、家族による福祉供給に依存することを困難にし、女性が担ってきたケア労働を社会化する必要性をもたらす。

以上のように、経済のグローバル化の進展とポスト工業社会への移行は、黄金時代の福祉国家の諸基盤を脅かし、厳しい経済状況下で、新たな課題に対応するための新しい社会政策へのニーズをもたらす。また国際競争力を確保するための移民労働者への需要をもたらす。現在では、国際経済体制としての「埋め込まれたりベラリズム」は、経済自由主義優位の経済秩序に取って代わられている。またポスト工業化が進展する中で、金融セクター中心の経済成長戦略や、

多品種少量生産などフレキシブルな生産システムに依拠した経済成長戦略が注目を集めている。さらに、雇用形態の流動化や家族形態の多様化が進む中で、性別役割分業に依拠した男性稼得者モデルの維持が困難になっている。そして、経済成長の鈍化および資本移動の自由化などを背景として、労働と資本の間の権力バランスが変化しており、階級・政党政治レベルにおける労資和解にも動揺が生じている。さらに、雇用形態の流動化、女性の社会進出、社会的排除など新しい課題に対応するための新しい社会政策（介護、保育などの社会サービス、就労支援政策など）へのニーズが高まる一方で、国際貿易競争を勝ち抜くために、移民労働者（生産性上昇のための熟練移民およびコスト削減のための半熟練移民）への需要をもたらす。しかし一方で、移民労働者の増大は、多数派市民と移民労働者の対立や衝突を引き起こす可能性があるため、それらを事前に防ぐための統合政策へのニーズをもたらす。

したがって、経済のグローバル化の進展とポスト工業社会への移行は、黄金時代の福祉国家の諸基盤を脅かすことで、従来型の社会統合パターンの維持を困難にしたといえる。言い換えれば、各国政府は、経済的に厳しい状況下で、国際競争力を確保する一方で、社会的に排除された人々を包摂するという困難な課題（すなわち、社会統合のパターンの模索）に直面したのである。そして、次節で検討するオーストラリアのように、各国の政府も実際に多様な政策対応を実践してきた。次項では、社会政策と移民政策に注目して多様な政策対応を整理するための分析枠組を設定する。

2-4 分析枠組—社会政策および移民政策における選択肢—

上述のように、二つの変容圧力の結果、従来型の社会統合パターンの維持が困難になっている。政治経済システムとしての福祉国家が変容する中で、社会政策の課題は、男性労働者が労働から所得を得られない場合の補償を充実化させる「脱商品化」から、女性、若年失業者、長期失業者など「新しい社会リスク」に直面する人々を労働市場へ参入させることを促す「再商品化」へと変化⁴⁾しつつある（Armingeon and Bonoli 2006, Taylor-Gooby 2004）。その一方で、上述のように、国際競争力を確保するために、移民労働者への需要（生産性上昇のための熟練移民およびコスト削減のための半熟練移民）が高まっている。ここで重要な点は、社会政策および移民政策において、多様な選択肢が残されていることである。

まず再商品化をめぐる多様性から整理する。再商品化戦略の多様性を理解する上でまず注目すべきは、ワークフェアの類型論である。近年の研究は、ワークフェアに諸類型が存在することを明らかにしている。様々な整理が行われているが、少なくとも「労働市場拘束モデル」と「人的資本開発モデル」の二つの形態が存在することには概ね合意がある。ベックら（Theodore and Peck 2000）の整理によれば、両モデルは、給付と就労のリンクを強化し、受給者を労働市場へ統合することを目指すサプライサイド戦略という点で共通するが、その達成手段・目標・理念は大きく異なる。労働市場拘束モデルは、給付を受ける条件として労働市場への参加を求めるなど、負のインセンティブを提供し、できるだけ早期に雇用へ移行させる点に特徴がある。そのため、政策としては、給付水準の切り下げ、受給資格の厳格化や給付期間の短縮化など、いわゆる福祉国家の縮減が追求される。他方、人的資本開発モデルは、給付と労働のリンクを強化するものの、持続可能な労働への移行には教育やスキル形成が不可欠であるとの認識の下、

職業訓練や教育など人的資本への投資を重視する政策（すなわち、福祉による就労の支援）を強調する。

さらに「新しい社会リスク」に対応するための諸政策という観点からは、「アクティベーション」という視角が重要となる。イエンソンら（Jenson and Saint-Martin 2003）によれば、新たな諸問題に対応する中で、「社会的投資」という側面に重点を置いた社会政策のパラダイムが生じつつある。これは、人的資本開発モデルの既存の失業者への注目という側面に加えて、女性や若者など「新しい社会リスク」に直面する諸集団も対象と捉え、積極的に社会進出・参加できるように諸条件を整備するための諸政策（例、職業訓練・教育の支援、保育や介護などの社会サービスの拡充、および、雇用形態の変化に応じた社会保険原理の導入など）を含むと考えられる。

したがって、再商品化を実現するための戦略は、社会政策と労働市場政策の関係性の見直しを含み、a 従来の社会政策の縮減を追求し、市場メカニズムの導入を求める「狭義のワークフェア」と、b 積極的労働市場政策やワークライフバランスの両立を図る政策の導入など、社会政策と労働市場政策の新たな連携の構築を目指す「アクティベーション」があると考えられる（宮本 2002, 2013 も参照）。

一方、移民政策については複雑性が高いと考えられる。上述のように、熟練移民を受け入れることは生産性上昇への貢献が期待できる一方で、半熟練移民を受け入れることは人件費の削減が期待できる。しかし、その一方で大量の移民を受け入れることは、多数派市民と移民労働者の間での対立や衝突を引き起こす可能性がある（つまり、社会秩序の安定性を脅かす）。そのため、政府は、対立や衝突を事前に防ぐために、一定の統合政策を整備する必要がある。つまり政府は、その国の競争力の向上に資する範囲で移民労働者を受け入れ、社会に統合していく必要がある。言い換えれば、政府は、受け入れる移民労働者を質的にも量的にも選択する誘因を持つだけでなく、必要に応じて移民統合政策を整備する誘因を持つと考えられる。政府の取り得る選択肢を整理する上で有益なのは、移民研究の知見である。移民研究（cf. Tsuda and Cornelius 2004, p.465, 樽本 2012, p.76）では、移民の「外的コントロール」と「内的コントロール」を区分する⁵⁾。前者は移民流入の管理に関する側面を指すのに対して、後者は統合を促進するための諸政策を展開する側面を指す。したがって、近年の移民政策における多様性を考察する上では、移民研究の知見を参考にして、移民受け入れの質的・量的管理の特徴、および、統合政策の特徴に注目する必要があるといえる。

本節では、福祉国家の定義を簡単に振り返った上で、経済のグローバル化の進展およびポスト工業社会への移行に直面し、黄金時代の福祉国家の諸基盤が大きく変容し、社会統合のパターンが維持できなくなっていることを確認した。さらに、社会的排除への対応および競争力の確保という課題に直面する中で、先進諸国はさまざまな政策対応を行い、新たな社会統合のパターンを模索していることを指摘した。そして、新たな社会統合パターンの多様性を理解する上では、社会政策にはアクティベーションから狭義のワークフェアまで選択肢があることを認識し、また移民政策には移民受け入れの質的・量的管理、および、統合政策の展開という各点において多様性があることを認識することが重要であることを確認した。次節では、これらの分析枠組を背景にオーストラリアの経験を簡単に整理する。

3 オーストラリアの経験⁶⁾

本節では、オーストラリアの経験について整理する。社会政策と移民政策の展開を詳細に分析することは筆者の力量を越えるものであり、ここでの整理はあくまでも各時代の特徴を捉えるための端緒的なものになることを断っておきたい。詳細な分析については、今後の研究課題としたい。

以下では、まず黄金時代のオーストラリアの社会統合のパターン（賃金稼得者モデル＋白豪主義）を明らかにした上で、1970年代以降の変容（賃金稼得者モデルの修正＋コーポレート多文化主義）を分析していく。80年代以降の各政権は、社会政策では再商品化を強調し、移民政策では経済的貢献を重視するという共通性を持つ一方（賃金稼得者モデルの再編＋移民政策における経済的側面の強調）で、その達成方法には差異があることを明らかにする。また、新たな社会統合のパターンを正統化／正当化するために、ナショナルアイデンティティの再構築が目指されたことを確認する。

3-1 福祉国家の黄金時代におけるオーストラリア（賃金稼得者モデル＋白豪主義）

本項では、福祉国家の黄金時代におけるオーストラリアの社会政策および移民政策の特徴について整理する。

オーストラリアは、公的社会支出の割合が低く、一般税を財源とした所得・資産調査に基づく画一給付の社会政策（そのため所得代替率が低い）を展開してきたため、遅れた福祉国家として整理されることが多い。そのため、エスピン＝アンデルセンの福祉レジーム論においては、自由主義レジームに位置づけられてきた（Esping-Andersen 1990, 1999）。これらの諸特徴は、他の先進諸国と比べて、オーストラリア⁷⁾では社会保障システムが十分に発展していないことを示唆する。

しかし、キャスルズは、「他の手段による社会的保護」という分析視角に基づき、狭義の社会政策に注目するのみではオセアニア両国の特徴を把握することができないとして、その他の諸政策によって提供される社会的保護に注目する必要を説く（Castles 1985, 1988, 1994, 1996, 1997など）。彼は、対外的脆弱性に対する政治戦略として、「国内的な補償を充実させる政治（politics of domestic compensation）」と「国内的な保護を充実させる政治（politics of domestic defence）（以下では国内的保護の政治）」という二つの対応戦略が存在することを指摘する。前者はヨーロッパの小国で採用されており、その特徴は、国際市場で競争力を確保するため、産業政策の利用を通じた国際経済環境への積極的な対応を促す一方で、その調整コストを補償するための社会政策を充実させ、これらを支える制度的基盤としてコーポラティズムを形成する点にある。

それに対して、オーストラリアでは、対外的環境の変化の影響自体を避けることが目的とされた。キャスルズによれば、その政策的特徴は、関税やその他の貿易障壁による製造業セクターの保護、労使紛争の調停および仲裁、移民のコントロール、労働市場以外の人々を対象とした所得保障プログラムの残余性という四点に整理される。つまり、移民政策により労働力をコントロールし、高関税政策により競争力のない国内製造業を維持することで完全雇用を実現し、強制仲裁制度を通じて相対的に高い賃金（男性稼得者が家族を養うのに十分な「公正賃金」）を

提供することによって、社会政策の対象を就労できない人に限定し、財政的には小規模にもかかわらず効率的な再分配を実現するのである。キャスルズは、この「国内的保護の政治」に基づき形成される福祉国家を、「賃金稼得者型福祉国家 (wage earners welfare state)」⁸⁾と名付ける。本稿では、キャスルズの整理を参考に、福祉国家の黄金時代のオーストラリアの特徴を、①経済政策に関して、完全雇用を実現するための保護主義的諸政策、②労働市場（賃金）政策に関して、高水準の賃金を波及させるための強制仲裁制度、③社会政策に関して、労働市場から収入を得られない人を対象とした、一般税を財源とする資産・所得調査に基づく画一給付から構成される「賃金稼得者モデル」⁹⁾と整理する。これらの政策的特徴は、オーストラリアにおける福祉国家再編を考察する上で、注意すべき点を明らかにしている。それは、賃金稼得者モデルが、三領域の政策ミックスにより市民に社会的保護を提供してきたため、福祉国家再編を考察するためには、単に社会政策の変容だけでなく、どのような政策ミックスが形成されたかを考察しなければならないという点である。そのため、次項以降では、社会政策と労働市場政策の関係性の変容に注目しながらも、経済政策の展開についても適宜言及する。

つづいて、移民政策の特徴について整理する。上述の賃金稼得者モデルの整理でも言及したように、黄金時代における移民政策の特徴は、その制限的性格にある。オーストラリアでは、連邦形成以来、「白豪主義」という形でアジアからの移民を制限してきた (Castles and Vasta 2004, Collins 2008, 関根ほか 1988, 関根 1988, 竹田ほか 2007, 樽本 2009 など)。ここで白豪主義政策とは「広義には、英国系白人入植者とその子孫を中心に、民主主義的で近代的、そして文化的に同質的な国民国家をつくらうとする国民国家形成政策であり、国民統合政策」であり、一般的には有色人種の移住を制限する連邦移住制限法 (1901年)、および、有色人種の市民権に関する制限を認めた諸法律を指す (竹田ほか 2007, p.89)。つまり、白豪主義¹⁰⁾とは、自由主義的・民主主義的な西欧的価値・理念・規範を共有する白人入植者による近代国民国家建設を求める政策・運動であり、西欧文化を共有しないとみなされる有色人種の排除を伴うものであった。ただし、有色人種の排除は、あからさまな排斥という形ではなく、ヨーロッパ言語のリテラシー能力など、入国テストを通じた間接的な排除という形をとった。また連邦形成以前から居住していた人々には引き続き定住が認められた。以上のように、黄金時代における移民政策の特徴は、西欧的価値・理念・規範を身に付けた白人入植者による近代国民国家建設を実現するために、

	競争力への貢献：高	競争力への貢献：中	競争力への貢献：低
多数派市民	○賃金稼得者モデル ・エリート：保護主義政策による経済成長からの利益 ・中間層：完全雇用および仲裁制度による高賃金の獲得 ・その他：効率的な再分配、完全雇用の恩恵		
移民	○白豪主義 ・文化的に同質な移民（ヨーロッパ系）のみ受け入れ（＝アジア系移民を制限）→統合政策を不必要にする		

表3 黄金時代におけるオーストラリアの社会統合（筆者作成）

有色人種の入国を量的にコントロールするという特徴を持っていた。

以上のように、黄金時代におけるオーストラリアの社会政策および移民政策の特徴は、賃金稼得者モデル+白豪主義と整理することができる。ここでは、保護主義的政策により、白人男性の雇用を確保し、彼に家族を養うのに十分な賃金を提供し、家庭における女性のケア労働に依存した（男性稼得者モデル）。そして、文化的に同質なヨーロッパからの白人移民を受け入れる一方で、制限的の移民政策により、既存の社会秩序に動揺をもたらすと考えられる有色人種の移民の流入を制限した。これらの政策の組み合わせにより、社会政策では、男性稼得者が労働から所得が得られなくなった場合の補償を充実させることに重点が置かれ、移民政策では、文化的に同質な移民のみを受け入れることにより統合政策の展開を不要なものとした。したがって、この時代の社会統合のパターンは、文化的に同質な移民の受け入れに限定することで統合政策を不要とし、そして保護主義的政策により社会政策の対象を限定した上で効果的に再分配を行うことによって、安定的な秩序を生み出す試みであったと整理できる。したがって、移民統合政策が十分に展開されなかったため、多数派市民と移民（とくに有色人種）の間に分断が生じることになる。

しかし、これらの政策の組み合わせは、1960年代後半から70年代にかけて、大きな課題に直面することになる。まず賃金稼得者モデルの諸基盤が動揺し始める（Castles 1988, Schwartz 2000）。例えば、経済政策領域では、国際・国内経済構造の変化や高関税の持つ弊害によって、保護主義的政策の有効性に疑問が示された。また、仲裁裁判所を通じた賃金政策については、労資の権力バランスが変化する中で、賃金上昇のコントロールが課題になった。そして、社会政策に関しては、失業率の上昇、再発見された貧困問題、女性の社会進出の増大などの諸問題への対処が課題となった。これらの諸基盤の動揺の結果、経済パフォーマンスが悪化することになった。一方、白豪主義の限界として（参考資料を参照）、南欧や中東欧など非英語系ヨーロッパや中東からの移民が増加するなど、移民の多様化に直面した（すなわち、文化的同質性の担保が困難になり、統合政策が必要となる）。次項では、これらの諸課題に対する1970年代の対応について整理する。

3-2 ウィットラム政権およびフレイザー政権の対応—賃金稼得者モデルの修正+コーポレート多文化主義—

本項では、「賃金稼得者モデル+白豪主義」という政策の組み合わせを改革する、1970年代の二つの政権（ウィットラム労働党政権：1972 - 75年、フレイザー自由党・国民党連立政権：75 - 83年）の試みについて整理する。

まず賃金稼得者モデルの改革から整理する。ウィットラム労働党政権は、社会政策および経済政策において、新たな試みをなしている。前者に関して、完全雇用を前提とした資産・所得調査に基づく限定的な社会政策から、社会的公正をより重視したモデルへの転換を目指し、諸法律を整備している（Mendes 2003, Castles 1988, McClelland and Smyth 2006 など）。例えば、72年の児童福祉法の制定によって、幼児を持つ親の雇用を支援するため、保育サービスへの助成が始められた。また、貧困に関する政府委員会（ヘンダーソン委員会）の調査を踏まえて、貧困対策として既存の年金や給付の拡充がなされた。新たなプログラムとして孤児年金や障害

兄年金などが導入された一方で、老齢年金の所得制限の部分的な廃止がなされた。最も注目し得る政策は、メディバンクと呼ばれる連邦レベルの健康保険制度の導入である。これは、オーストラリアで初めての強制加入による普遍的な医療保険制度であり、従来の資産・所得調査に基づく給付からの離脱を示している。経済政策においても、新たな展開が見られる (Bell 1993, Schwartz 2000 など)。1960年代末には関税政策決定の中心的アクターである関税委員会を中心に、保護主義政策の問題点 (高関税政策の維持不可能性や経済的非効率性、政治的恩顧主義の温床になっていることなど) が議論され始めていたが、それらの議論を受ける形で、ウィットラムは25%の一律の関税カットを決断する。しかし、経済運営の失敗を背景として、カー連邦総督によって、75年11月にウィットラム首相は解任され、その後実施された総選挙で政権交代が起こり、フレイザー連立政権が誕生する。フレイザー連立政権も、経済政策および社会政策において新たな試みをなしている。例えば、経済政策領域では、前政権の遺産である経済不況からの脱出のため、インフレ抑制を第一目標として、マネタリスト的な金融政策の追求や財政支出の削減が目指され、また規制緩和が実施された (Bell 1993)。しかし、79年からの資源ブームによる好景気下で支出拡大を選択し、マネタリズムへのコミットは撤回されることになった (Schwartz 2000)。社会政策領域においては、78年にメディバンクが廃止され、失業給付の受給資格の厳格化など縮減がなされた一方で、家族手当の導入、若年失業者対策プログラムの導入、年金の物価スライド制の導入など拡充という側面もある (Mendes 2003)。しかし、ここで重要な点として、70年代の両政権では、経済政策の領域において、関税カットや規制緩和など「国内的保護の政治」からの離脱が見られるものの、仲裁制度の改革は十分に実施されず、また再商品化に向けた労働市場政策と社会政策の関係の見直しは十分に行われなかった。そのため、賃金稼得者モデルの抜本的な改革は実現しなかったといえる (Schwartz 2000)。

一方、移民政策では大きな改革が実施された。白豪主義を正式に放棄し、多文化主義へと方針転換を図ったのである。上述のように、1960年代後半までには移民の多様化が進んでいたが、73年に国籍取得に関する差別の撤廃がなされ、75年には人種差別禁止法が制定され、白豪主義が放棄されることになる。ここで多文化主義とは、集団間の文化的多様性を前提として、「政治的、社会的、経済的、文化・言語的不平等をなくして国民社会の統合を維持しようとするイデオロギーであり、具体的な一群の政策の指導原理」を指す (関根 2000, p.42, cf. 樽本 2009, pp.62-117)。しかし、ここで重要な点は、多文化主義の多様性である。すなわち、文化的多様性を前提とした社会統合を目指す場合でも、どのような方法・手段で、どのような形態の社会統合を実現するかには多様なパターンがあり得る。この点に関して、オーストラリア研究では、ウィットラム政権およびフレイザー政権における多文化主義を、「コーポレート多文化主義」として整理する (関根 1994, 2000, 塩原 2005, 2010, 2012)。「リベラル多文化主義」が文化的多様性を認めるが、あくまでも私的生活領域における多様性の保持に止まり、公的生活領域では主流派の文化に従うことを求める立場であるのに対して、「コーポレート多文化主義」は機会均等を保障するだけでなく、被差別者が競争上不利なことを認めて、財政的・法的援助を充実させていくことで結果の平等も目指す立場を指す (関根 1994, pp.202-209. 関根 2000, pp.50-60.)。両政権では、移民の定住支援・社会参加支援、移民の文化・言語維持の支援、多数派集団向けの異文化教育などの社会サービスを充実させることで、移民の積極的な社会統合が図られた (典型例として、1978

	競争力への貢献：高	競争力への貢献：中	競争力への貢献：低
多数派市民	<p>○賃金稼得者モデルの修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エリート：保護主義政策の撤廃による経済の活性化からの利益 ・中間層：完全雇用と仲裁制度による高賃金の獲得 ・その他：社会政策の拡充による再分配の強化 		
移民	<p>○コーポレート多文化主義</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な文化的背景を持った移民を受け入れる（＝白豪主義の放棄） ・保護の対象として位置づけ、積極的に支援を行い統合を促進 <p>→移民を保護の対象とすることで多数派市民と移民の間の分断あり</p>		

表4 1970年代のオーストラリアの社会統合（筆者作成）

年の「ガルバリ報告」)。

以上のように、1970年代のウィットラム政権およびフレイザー政権の試みは、賃金稼得者モデルの部分的修正およびコーポレート多文化主義として整理することができる。ここでは、賃金稼得者モデルの限界に対して、保護主義的政策を放棄し、社会政策の拡充によって社会問題に対応した。一方で、多様化する移民に対して、不利な立場におかれている集団であることを認め、社会サービスを充実化させることで、主流派の企図した形での社会統合を進めた。したがって、この時代の社会統合のパターンは、社会政策に関して、国内の低所得者層向けの政策を整備するなど脱商品化を追求する一方で、移民政策に関して、多様な文化的背景を持った移民を正式に受け入れ（白豪主義の放棄）、その集団が不利な立場に置かれていることを認めた上で（すなわち、保護の対象とする）、社会サービスを充実化させることにより、安定的な秩序を生み出す試みと整理できる（移民を保護の対象とし、その主体性を軽視する点で、多数派市民と移民の間の社会的分断は残る）。

しかし、これらの組み合わせは80年代に入りさらなる問題に直面する。例えば、賃金稼得者モデルに関しては、経済のグローバル化の進展およびポスト工業社会への移行に伴い、部分的修正では不十分となり、抜本的な改革が求められるようになった（Schwartz 2000, Ramia and Wailes 2006）。とりわけ、労働市場の柔軟性を高める必要性から強制仲裁制度の改革が求められ、長期失業者・若年失業者といった社会的排除の発生や女性の社会進出の増大など、脱商品化政策では十分に対応できない社会問題に直面した。一方、移民政策に関しては（関根 2000, 塩原 2005）、厳しい財政状況に直面する中で、社会サービスを充実化していくことの限界に直面し、またマイノリティーに対する優遇措置とみなす論者からの反対の声が上がった。これらの課題に直面して、1983年に政権に就いた労働党政権は抜本的な改革を行っていく。

3-3 ホーク・キーティング政権の試みーアクティベーション政策＋ミドルクラス多文化主義＋新たなアイデンティティ構築の試みー

本項では、1983年から96年まで続いたホーク政権およびキーティング政権という二つの労働党政権下での試みについて整理する。

ホーク・キーティング労働党政権は、賃金稼得者モデルを抜本的に改革し、社会政策と雇用政策を統合する方向で、新たな福祉国家モデルを構築する試みをなしている (Mendes 2003, 2008, C. Pierson 2001, 2002, 2003, Johnson and Tonkiss 2002, Johnson 2000)。まず第一に、労働党政権は、政権獲得当初の時期を中心に、一部の社会政策の拡充を行っている。労働党政権は、党と労働組合の間で「アコード (Accord)」と呼ばれる一連の協約を結び、政労協調に基づく諸改革を進めていく。まず初期のアコード (ALP/ACTU 1983) は、インフレを抑制し、将来の経済成長および雇用確保のために賃金抑制を実現し、その引き替えとして社会賃金の充実を図ることを目的としていた (Bell 1997, Castles 1988, Schwartz 2000)。例えば、賃金上昇を物価上昇率に連動させる賃金インデックス制を実施する一方で、フレイザー政権のもとで廃止されていた健康保険制度をメディケアという形で再導入し、また低所得者層向けの税制改革を行った。その後の1985年のアコードの改訂において、さらなる賃金抑制との引き替えに、退職年金制度への積み立てが実施されることになった (これは92年に退職年金保障法として法制度化され、使用者の拠出に基づく強制加入型の所得比例の退職年金制度へと再編された)。これらの社会政策の拡充の試みは、従来型の資産・財産調査に基づく画一的給付からの離脱を示し、高齢者の生活保障を充実させる側面を持つといえる (Castles 1994, C. Pierson 2002)。また、女性の社会進出を促すため、84年に男女雇用平等法が制定され、保育サービスの充実のため、83年には児童サービスプログラムを打ち出し、88年には全国児童福祉戦略が制定され、94年には児童成長戦略が打ち出されている。第二に、その一方で労働党は、厳しい財政状況を踏まえて、ターゲット強化することによって、ニーズがある人々へ給付を限定している (Mendes 2003)。例えば、85年には年金に対して資産調査が実施され、87年には児童手当に対して所得制限が導入されるなど、富裕層を対象から外すことによるコスト削減が実施された。

そして第三に、より重要な点として、労働党政権は、社会政策と雇用政策を統合するアクティベーション政策を導入している (C. Pierson 2002, Johnson and Tonkiss 2002)。初期アコードにおける賃金抑制と社会政策の拡充の取引が十分な成果を挙げず、経済パフォーマンスの悪化に直面する中で、新たな政策対応が求められていた。その中で注目を集めたのが、社会政策と雇用政策の結びつきを強化することで、受給者の労働市場への統合を目指すという方向性である。例えば、1988年にカスにより提出された政府報告書 (Cass 1988) では、新たな労働市場の状況に対応するために、受給者が社会政策へ依存する状態から脱却し、自律した生活を送れるような機会を提供するため、よりアクティブな形態の社会政策へ転換する必要性が主張された。特に、社会政策と教育・トレーニングなど労働市場政策を統合する必要性が強調されている。この報告書をもとに、例えば、91年には長期失業者向けの「New Start」プログラム、89年にはひとり親のための「Jobs, Education, and Training」プログラム、91年には障害者のための障害者サポートパッケージなどが導入された。そして、この方向での改革の到達点といえるのが、94年の「Working Nation」である (Keating 1994)。ここでは、経済成長の実現のみでは失業問題を解決できないことを前提として、政府と受給者の「互恵的義務 (reciprocal obligation)」に基づいた新たな政策 (長期失業者の受給条件として労働市場もしくは教育・トレーニング・ボランティアなどへの参加の要求、個別ケース管理システムなど) が導入された (Finn 1999)。これらの一連の諸改革は、給付と諸プログラムへの参加をリンクさせることで、従来型の権利に基づいた

給付から、互恵的關係に基づく受給者と政府の契約に基づく給付へと、社会権概念の転換をもたらした（Harris 2001, Macintyre 1999, Shaver 2002, Goodin 2001, McClelland 2002 など）。

一方、賃金稼得者モデルを構成する他の二つの領域でも大きな改革が行われている。経済政策に関しては、「経済合理主義」（Pusey 1991）と呼ばれる新自由主義的な経済政策が採用された（Goldfinch 2000）。つまり、フレイザー政権と同様に、規制緩和・自由化が進められた。しかし、前政権と大きく異なる点として、規制緩和・自由化のマイナスの側面を緩和するため、そして新たな競争産業を育成するために、産業政策を実施したのである。前者の代表例は、1980年代後半にバトン商工大臣のイニシアティブのもと、製造業セクターにおける構造調整や競争を促すために実施された産業調整プランである（Bell 1993, Capling and Galligan 1992）。他方、後者の代表例は、上述の「Working Nation」である。これは、「雇用と成長のための白書」でもあり、経済成長のための諸戦略も提示されている（Waring 2005, Ramsay and Battin 2005）。ここでは、成長産業（IT産業やハイテク産業など）を育成・発展させるため、政府がより積極的な役割を担うことが示されている。つまり、労働党政権は、関税の切り下げを行い、マクロレベルにおける関与を縮小させる一方で、単に経済政策領域から撤退するのではなく、自由化・規制緩和のマイナス側面を和らげ、競争力を育成するため、ミクロレベルおよびセクターレベルでの介入を強化したのである。

労働市場政策に関しては、強制仲裁制度の役割に大きな変化が見られる（Schwartz 2000）。例えば、賃金稼得者モデル下における高水準の「公正賃金」を提供するメカニズムから、1983年には賃金抑制の手段として利用された後、80年代後半以降は、フレキシビリティの導入や生産性上昇と賃金上昇を結びつけることによって、生産性向上を促す手段として用いられるなど、強制仲裁制度はその役割を大きく変化させてきた（Bell 1997, Ramia and Wailes 2006 など）。つまり、強制仲裁制度はマクロレベルの賃金政策という性格から、ミクロ経済政策とリンクし、効率性の促進手段として利用されるようになったのである。例えば、87年のアコードの改訂（アコードⅢ）に際して、新たに二層賃金制が導入されることになった。インフレ率以下に抑えられる従来の第一層に加え、生産性上昇にリンクした形での上昇が認められる第二層が付加されたのである。これは、従来の集権的な賃金決定システムからフレキシブルな賃金決定システムへの転換を示すものである。その後、93年の労使関係法の制定により、賃金交渉の基本的単位として、生産性上昇とリンクした企業レベルでの決定が推奨され、仲裁制度は集権的賃金決定システムとしての役割を終えることになった。結果として、その権限は、最低賃金設定などに関係する事項のみに限定されることになったのである（Schwartz 2000）。

要するに、ホーク・キーティング労働党政権は、賃金稼得者モデルの各要素を抜本的に改革することで、新たな福祉国家モデルの構築を目指したといえる。経済政策の領域では、自由化・規制緩和だけでなく産業政策を実施することで競争力の向上を図る一方で、労働市場政策の領域では、生産性上昇に貢献するために仲裁制度の柔軟化を進めた。そして、社会政策の領域では、社会的に排除された人々や女性の社会進出に対応するため、アクティブーション政策が実施された。

他方、労働党政権は移民政策においても新たな試みをなしている。それは、文化的多様性がオーストラリア経済にとってプラスになることを強調し、移民の経済的貢献を強調するようになって

たのである。塩原（塩原 2010, pp.95-99, 塩原 2012, pp.88-99.）は、これらの新たな形態の多文化主義を、「ミドルクラス多文化主義」として整理する。ここで重要な点は、移民の位置づけの変化である。コーポレート多文化主義のもとでは、移民は不利な立場に置かれていることが前提とされ、政府の支援を受けることによって社会に統合されていく存在と想定されていたのに対して、労働党政権下では、移民は経済的な貢献をなし得る主体として位置づけられ、労働市場への主体的な参加が求められるのである。言い換えれば、移民の位置づけは、保護の対象から経済的主体へと変化しているのである（cf. Johnson 2000, Johnson and Tonkiss 2002）。例えば、1989年には、労働党政権は、文化的アイデンティティの尊重、社会的公正の達成、効率性の追求を目的とした「多文化主義オーストラリアのためのアジェンダ」を提出し（樽本 2009, pp.168-173.）、94年には文化的多様性の持つ経済的効果を強調した「創造的国家」という政策文書を発表している（Department of Communication and Arts 1994）。つまり、ホーク・キーティング労働党政権下では、移民の経済的貢献が強調されているのである。

そして、さらに興味深い点として、労働党政権は、新しいナショナルアイデンティティの構築を模索している（竹田ほか 2007, 飯笹 2007, 齋藤憲司 2009）。代表的な例は、キーティング政権による国旗改訂の提案や、立憲君主制から共和制への移行の提案である。前者は退役軍人団体の反対に直面することで撤回されることになった（竹田ほか 2007, p.92.）。後者は、世論の支持を背景に、1999年に国民投票にかけられたものの、共和制支持者が望む形の提案でなかったことや政党の対応が混乱したことなどを背景に、否決されてしまった（齋藤憲司 2009, pp.32-37.）。ここで重要な点は、ナショナルアイデンティティを構築する試みが持つ政治的な意味である。つまり、戦後のオーストラリアを支えてきた政治経済システム（賃金稼得者モデル+白豪主義 or コーポレート多文化主義）からの転換は社会統合のパターンの抜本的变化を意味し、さまざまな政治的混乱や対立をもたらすことが予想される。そこで、政治主体は、何らかの方法で、移行期の不安定性を埋め合わせる必要があり、この文脈で言及されたのが新しいナショナルアイデンティティである。言い換えれば、ナショナルアイデンティティの構築は、アクティベーション政策+ミドルクラス多文化主義に依拠した改革実践を、正統化/正当化する試みといえる。

	競争力への貢献：高	競争力への貢献：中	競争力への貢献：低
多数派市民	○アクティベーション政策の採用 ・エリート：規制緩和および産業政策による経済活性化からの利益 ・中間層：競争力改善への協力を通じた賃金上昇 ・その他：アクティベーション政策を通じた社会的包摂		
移民	○ミドルクラス多文化主義+新しいアイデンティティの構築 ・あらゆる移民を経済的主体として位置づけ、労働市場への参加を通じた競争力への貢献を促す ・新しいナショナルアイデンティティの構築により、諸改革を正統化/正統化する→社会的分断が見えにくい		

表5 労働政権下におけるオーストラリアの社会統合（筆者作成）

以上のように、ホーク・キーティング労働党政権の試みは、アクティベーション政策、ミドルクラス多文化主義、新たなアイデンティティ構築による正統化／正当化として整理することができる。労働党政権は、賃金稼得者モデルの危機に対して、経済政策に関して、規制緩和・自由化だけでなく産業政策を展開し、また労働市場政策に関して、ミクロ競争力政策を補完することによって、競争力の向上を目指した。一方で、社会政策に関して、社会的に排除された人々を労働市場に統合するために、雇用政策と社会政策の結びつきを強化するアクティベーション政策を実施した。ここで社会政策の目的は、脱商品化から再商品化へと変化している。また移民政策に関しては、保護の対象から経済的主体へと移民の位置づけを転換し、労働市場への積極的参加を通じた、オーストラリア経済への貢献を求めた。しかし、これらの諸政策は黄金時代のモデルの抜本的な改革を意味するため、労働党政権は、移行期の不安定性を埋め合わせるために、共和制への移行など新しいナショナルアイデンティティの構築を模索したのである。したがって、労働党政権における社会統合のパターンは、アクティベーション政策を通じて、社会的に排除された人々を労働市場に統合し、また移民を経済的主体として位置づけることによって、労働市場への積極的参加を促す一方で、新たなナショナルアイデンティティを構築することによって、諸改革を正統化／正当化し、安定的な秩序を生み出す試みと整理できる。ここで重要な点として、すべての市民と移民を経済的主体として位置づけ、労働市場への統合を期待する点で、それまで以前の市民と移民の間に存在していた分断を和らげる一方で、労働市場への参加が困難な主体を排除してしまう可能性が生まれる。

しかし、この労働党の試みも90年代の中盤には大きな問題に直面することになる。例えば、諸改革は経済パフォーマンスの十分な回復をもたらさなかった(参考資料を参照)。アクティベーション政策のみでは、失業率の十分な改善につながらず、産業政策の展開も経済成長率の改善につながらなかった。さらに、アクティベーション政策の到達点である「Working Nation」を提出した次の選挙で労働党政権は下野しており、新たなモデルを支えるのに十分な支持基盤を形成することもできなかったといえる。一方、移民政策への抵抗が、改革による影響を受けやすい白人(男性)を中心に強まった。この文脈で特に重要になるのが、政府のマイノリティー政策を優遇政策として厳しく批判し、移民の制限、マイノリティー向けの社会サービスの縮減、保守的価値などを主張するポーリン・ハンセンに率いられた「ワン・ネイション党」の台頭である(関根2000, 浅川2006)。州・自治体レベルでは影響力を持つ政党として重要な地位を占めた一方で、連邦レベルでは十分な影響力を保持できなかった。しかし、これは連邦レベルでは無力の存在であったということの意味せず、むしろハワード連立政権によってハンセンの立場が積極的に採用されたとも考えられる(浅川2006, 飯笹2007)。次項では、ハワード連立政権における試みを整理する。

3-4 ハワード連立政権の試み—ワークフェア政策+ネオリベラル多文化主義+主流派価値の強調—

本項では、1996年から2007年まで続いたハワード自由党・国民党連立政権における試みについて整理する。

まず福祉国家改革の諸側面から整理する。ハワード連立政権は、社会政策に関して、縮減に

向かう諸改革を実施している。例えば、メンデスやライアンは、ハワード政権の社会政策の特徴として、市場メカニズムの重視、個人責任や義務の強調、保守的価値や主流派価値の強調などを挙げる (Mendes 2008, Ryan 2005)。特に注目に値する領域が失業給付の改革である。ここでは、労働党政権下で導入されていた給付と諸プログラムへの参加のリンクという方向性が強化された。政府と受給者の関係は「相互的義務 (mutual obligation)」とされ、政府の役割は限定される一方で、受給者の義務が強調されることになった。例えば、政権獲得後に積極的労働市場政策の予算を大幅に削減する一方で、諸プログラムへの参加やそれに関連したペナルティを強化することで、失業給付へのアクセスが厳格化された。若年者 (18歳から24歳) の失業対策として「Work for Dole」が採用され、半年以上失業給付を受給していた者に対して、諸プログラムへの参加が強制されることになった (後に対象年齢が拡大される) (Parker and Fopp 2004)。また、「Working Nation」で導入された雇用サービスを市場化するため、「Job Network」が導入された (Carney 2006)。したがって、再商品化政策に関して、ハワード連立政権は、受給者の義務を強調し、労働市場への参加を強いるという点で狭義のワークフェア政策を採用したといえる。その一方で、家族政策や高齢者向けの政策など政治的支持が大きい領域では、拡充¹¹⁾も実施している (Mendes 2008, Hill 2006, Disney 2004)。

一方、経済政策に関しては、すでに労働党政権下で自由主義化・規制緩和が進められており、残されていた争点としては、さらなる民営化と税制改革が挙げられる (Quiggin 2004)。前者に関して、政権獲得時に連邦政府により所有されていたテルストラは、数度にわたる株式売却を通じて、最終的に2005年に完全民営化された。また、後者に関して、直接税・間接税の比率を改め、資本蓄積や投資を促すことで競争力の向上を促進するため、00年に財・サービス税と呼ばれる間接税が導入された。しかし、多数を確保していなかった上院における妥協・譲歩の結果として、生活必需品などへの課税が緩和されることとなった。また産業政策や関税政策においても、プラグマティックな対応がなされている (Conley 2001)。例えば、96年には、関税引き下げへの政治的支持が低くなっていることを受け、産業委員会によるアドバイスにかかわらず、予定されていた関税引き下げの凍結を決定した。また97年には「成長のための投資」(Howard 1997)と呼ばれる政策文書を示し、R & Dへの投資や輸出へのインセンティブ付与など、戦略的な産業政策を展開した。

労働市場政策でも自由主義化が進められた。1996年にハワード政権は、仲裁制度のさらなる権限縮小、労働組合の権限縮小、職場協約の導入などを目的とした職場関係法を成立させた (竹田ほか 2007)。しかし、上院で多数を保持していなかったため、法案成立のための譲歩が必要となり、その内容は当初の予想に比べて穏健的なものに止まった (Schwartz 2000, Ramia and Wailes 2006)。その後、ハワード政権は、上院で多数派を獲得し、05年に職場選択法を制定した (Mendes 2008, 杉田 2009)。この法律は、賃金・雇用条件に関する決定レベルの個人化、仲裁制度の権限のさらなる限定化、裁定を下回る不利益禁止条項の廃止を促すなど、労働市場の自由主義化を押し進める性格を持っている。

要するに、ハワード連立政権の福祉国家改革の試みは、自由化・規制緩和路線を、労働党政権下では実施されてこなかった政策領域 (社会政策および労働市場政策) にも導入したものといえる。言い換えれば、市場メカニズムを社会政策および労働市場政策にも、積極的に導入す

る試みと整理することができる。

他方、ハワード政権は、移民政策においても新たな試みをなしている。それは、新自由主義的な経済政策に適合し、競争力にとって有益と考えられる熟練移民向けのサービスを充実させ、積極的に受け入れる一方で、オーストラリア経済に貢献しないと考えられる移民の受け入れを控えるのである。塩原（塩原 2010, pp.97-118, 塩原 2012, pp.92-99）は、移民の選別が主として経済的貢献の可能性の有無によってなされる段階の多文化主義を、「ネオリベラル多文化主義」として整理する。これは、移民の経済的貢献を強調するという点では労働党政権の試みと共通するが、貢献の可能性が高い移民を積極的に受け入れる一方で、低い移民の受け入れを控えるという点で大きく異なる。例えば、経済的な貢献が期待できる熟練移民を受け入れるための社会サービスを充実化する一方で、半熟練の移民やその家族が主に利用してきた定住支援や社会参加支援、文化・言語維持の支援などの社会サービスを切り下げた。また、移民の自助努力を強調することで、政府への依存を減らすことが目指された。さらに政府は、家族移民や人道主義的移民の受け入れの制限を実施した（樽本 2009, pp.168-173, 飯笹 2007 を参照。具体的には、タンパ号事件など、ポートピープルや難民への厳しい対応などが挙げられる）。

そして、さらに興味深い点として、ハワード政権は、上述のように、主流派価値の復権を強調している（Mendes 2008, Ryan 2005, 塩原 2010, 2012, 飯笹 2007）。ここでいう主流派価値とは、自由主義や民主主義などの諸価値に関して、西欧的な理解を重視することを指す。言い換えれば、ハワード政権は、西欧的な価値・理念・規範を特権的な地位に置き、文化的な多様性（の保持・育成）に重点を置かない立場といえる。例えば、1999年には、シティズンシップとその義務的側面を強調する「新世紀のためのオーストラリア多文化主義」を提示し、西欧的なアイデンティティと国家への義務を強調する「多文化主義オーストラリアの新しいアジェンダ」を提示している（樽本 2009, pp.168-173.）。ここで重要な点として、これらの主流派価値の強調は、労働党政権におけるナショナルアイデンティティの構築を目指す動きと同様に、諸改革を正統化／正当化する試みと整理することができる。つまり、社会政策や労働市場政策における市場メカニズムの導入や移民の選別性の強化は社会統合のパターンの抜本的变化を意味するため、さまざまな政治的混乱や対立をもたらしやすい（とりわけ、多数派市民の中でも競争力を持たない人々

	競争力への貢献：高	競争力への貢献：中	競争力への貢献：低
多数派市民	○ワークフェア政策+ネオリベラル多文化主義+主流派価値 ・エリート：規制緩和・自由化による経済活性化に利益 ・中間層：競争力改善への協力を通じた賃金上昇 ・その他：ワークフェアを通じた社会的包摂		
移民	+主流派価値の強調による補完 ・熟練移民の積極的受け入れ ・競争力への貢献が低いと思われる移民の受入を制限 ・社会サービスの切り下げや自助を促すことで政府への依存を下げる →新たな社会的分断(競争力への貢献の有無)		

表 6 連立政権におけるオーストラリアの社会統合（筆者作成）

が社会的に排除される可能性が高まる)。ハワード政権は、それらの危険性を回避するために、主流派価値を強調することによって、新たな社会統合を目指していたといえる(伝統的価値・規範・理念などに言及することで、一定の一体感や安心感を提供する)。つまり、主流派価値の強調は、ワークフェア政策+ネオリベラル多文化主義という諸改革を、正統化/正当化する試みといえる。ここで重要な点は、経済的貢献の有無という新たな社会的分断が生じることにある。

以上のように、ハワード連立政権の試みは、ワークフェア政策、ネオリベラル多文化主義、主流派価値の強調による諸改革の正統化/正当化の試みと整理することができる。経済政策に関しては、引き続き自由化・規制緩和を推進する一方で、労働市場政策や社会政策に関しても市場メカニズムを導入した。再商品化という政策目標は労働党政権と共通するが、その実現方法は大きく異なる。すなわち、労働党政権がアクティベーション政策を実施したのに対して、連立政権はワークフェア政策を採用したのである。また、移民政策に関しては、経済的貢献の可能性が高い移民を積極的に受け入れる一方で、可能性の低い移民の受け入れを制限した。しかし、これらの諸政策は黄金時代のモデルの抜本的な改革を意味するため、移行期の不安定性を埋め合わせるために、主流派価値が強調されたのである(とりわけ、市場メカニズムや経済性が強調されることによって影響を受けやすい多数派市民の競争力を持たない人々に対して、主流派価値への言及は一体感や安心感を提供する)。したがって、連立政権の社会統合パターンは、ワークフェア政策により、社会的に排除された人々を労働市場に参加させることを強いる一方で、移民政策に関して、競争力に貢献する熟練移民を積極的に受け入れる一方で、そうでない移民(半熟練、家族移民、難民)を排除し、新たに生じつつある社会的分断(経済的貢献の可能性あり-なし)を埋めるために、主流派価値を強調することで安定的な秩序を生み出す試みと整理することができる。

本節では、オーストラリアにおける経験を簡単に整理した。賃金稼得者モデルおよび白豪主義から構成されていた黄金時代のオーストラリアモデルは、経済のグローバル化の進展およびポスト工業社会への移行に直面して、大きく変容を遂げてきた。1980年代以降の労働党政権および連立政権では、社会政策に関して、政策目標が脱商品化から再商品化へと変化し、移民政策に関して、移民の経済的貢献という側面が強調されるにいたった。これらの目標の変化は、世界経済における競争力の確保という大目標のもとで生じていると考えられる。言い換えれば、両政策領域における目標の変化は、「新自由主義¹²⁾」の台頭を背景に生じたといえる。しかし、これらの諸改革は黄金時代における社会統合のパターンからの抜本的な変化を意味するため、移行期の不安定性を埋め合わせるために、ナショナルアイデンティティへの言及を通じた諸改革の正統化/正当化が試みられたのである。次節では、これまでの議論を整理した上で、オーストラリアの経験がもたらす知見および今後の課題について検討する。

4 考察—理論的含意と今後の課題—

本節では、これまでの議論を簡単に振り返った上で、オーストラリアの経験がもたらす知見と今後の課題について整理する。

4-1 議論の要約

本稿の目的は、経済のグローバル化の進展およびポスト工業社会への移行に直面した先進諸国における新たな社会統合のあり方を模索する動きに関して、オーストラリアを事例として、その特徴および政治的背景を明らかにすることにある。

そもそも、福祉国家は「国家が経済過程に介入し、経済成長と雇用を実現し、公共政策による再分配を通じて、市民に社会的保護を提供することにより統合を図る政治的メカニズム」と定義される（加藤 2012 p.46）。ここで重要な点は、時代ごとに異なる経済社会環境のため、そして社会的保護を提供する方法が多様に存在するため、福祉国家は、段階的な特徴を共有しつつも、多様性を示すことにある。黄金時代の福祉国家は、埋め込まれたリベラリズムとフォーディズム的發展様式（経済）、性別役割分業に基づいた男性稼得者モデル（社会）、階級政治および政党政治レベルにおける経済成長へのコンセンサス（政治）に依拠していた。この時代の社会統合は、政策介入を通じて実現した経済成長の果実を、国民に再分配することによって、安定的な支持調達をはかるというものであった。経済のグローバル化の進展とポスト工業社会への移行はこれらの諸基盤を浸食し、従来型の社会統合のパターンの維持を困難にした。先進諸国は、厳しい経済状況下において、競争力の確保と社会的に排除された人々の包摂という課題に直面するなかで、新たな社会統合のパターンを模索している。ここで重要な点は、再商品化を目指す社会政策、および、競争力を向上させるための移民の受け入れには多様な選択肢があるということである。前者は、ワークフェア政策とアクティベーション政策が存在し、後者は、移民の量的・質的コントロールの特徴、および、国内での位置づけの特徴に注目する必要がある。

これらの理論的背景を前提として、本稿ではオーストラリアの経験を簡単に整理してきた。黄金時代のオーストラリアは、賃金稼得者モデルおよび白豪主義から構成されていた。この時代の社会統合は、文化的に同質的な移民の受け入れに限定することによって統合政策を不要とした上で、保護主義的政策により完全雇用と相対的な高水準の賃金を実現することで社会政策の対象を限定し、効率的に再分配を行うことによって、安定的秩序を生み出す試みと整理できる。1970年代に入ると、賃金稼得者モデルの諸問題に直面する一方で、移民の多様化という現実にも直面した。これらを受けて、ウィットラム政権およびフレイザー政権は、賃金稼得者モデルの修正を行う一方で、コーポレート多文化主義を採用した。この時代の社会統合は、社会政策に関して、低所得者層向け政策の整備など脱商品化を追求する一方で、移民政策に関して、多様な文化的背景を持った移民を正式に受け入れ（白豪主義の放棄）、その集団が不利な立場に置かれていることを認めた上で、社会サービスを充実化させることにより、安定的秩序を生み出す試みと整理できる。しかし、経済のグローバル化の進展およびポスト工業社会への移行が本格的なものとなり、黄金時代のモデルを抜本的に改革することが求められることになった。80・90年代の労働党政権は、アクティベーション政策、ミドルクラス多文化主義、新しいナショナルアイデンティティの構築（共和主義への言及）によって、黄金時代のモデルからの離脱を図った。この時代の社会統合は、アクティベーション政策を通じて、社会的に排除された人々の労働市場への参加を支援し、また移民を経済的主体として位置づけることによって、労働市場への積極的な参加を促す一方で、新しいナショナルアイデンティティを構築することによって諸改革を正統化／正当化し、安定的秩序を生み出す試みと整理できる。労働党政権の試みは、十分

な経済パフォーマンスを残せなかった点で批判されただけでなく、マイノリティーを優遇しているものとして批判を集めた。90年代中盤に政権に就いたハワード連立政権は、ワークフェア政策、ネオリベラル多文化主義、主流派価値の強調によって政治的安定性を高めようとした。この時代の社会統合は、ワークフェア政策により、社会的に排除された人々を労働市場に統合するだけでなく、移民政策に関して、競争力に貢献する熟練移民を積極的に受け入れ、そうでない移民（半熟練、家族移民、難民など）を排除する一方で、新たに生じつつある社会的分断（経済的貢献の可能性あり-なし）を埋めるために、主流派価値を強調することによって安定的秩序を生み出す試みと整理することができる。

以上のように、オーストラリアでは、経済のグローバル化の進展およびポスト工業社会への移行に直面し、社会統合のあり方は大きく変容してきた。脱商品化の追求による再分配と、移民を管理・規制の対象（もしくは保護の対象）として位置づける福祉国家の黄金時代から、再商品化の追求による労働市場への統合と、移民の経済的貢献の強調という現在の段階へと変化している。ここで重要な点は、現在における多様性である。諸政策領域における政府と市場の役割の差異（労働党：政府の役割を重視、連立政権：市場メカニズムを重視）、および、移民の位置づけの差異（労働党：経済的主体としてあらゆる移民を位置づける、連立政権：移民間での経済的貢献の可能性が異なることを強調）など、労働党政権と連立政権の間には質的な差異があるといえる。つまり、新たな時代の社会統合には質的に異なる多様なパターンが存在している。

4-2 オーストラリアの経験がもたらす知見と今後の課題

以下では、オーストラリアの経験がもたらす知見と今後の課題について整理する。まず第一の知見として、経済のグローバル化の進展とポスト工業社会への移行に直面し、社会統合のパターンおよび政策目標が大きく変化している。黄金時代のオーストラリアは、同質的な移民のみを受け入れることによって移民統合政策を不要なものとする一方で、労働市場から所得が得られない市民に社会政策の対象を限定することによって、効率的な再分配を行ってきた。しかし、経済のグローバル化の進展とポスト工業社会への移行は従来型の社会統合のあり方を困難にし、社会政策領域では、社会的排除への対応の中で再商品化が重要な課題となり、移民政策領域では、移民の位置づけが変化（保護の対象から経済的主体へ）し、経済的貢献が重視されるに至っている。両政策領域における変化は、ともに世界経済におけるオーストラリアの競争力の確保という大目標のもとで生じており、諸政策領域における市場メカニズムの効率性を重視する、新自由主義の台頭を背景にしているといえる。

第二に、新たな時代における社会統合のパターンには多様性がある。再商品化、および、移民の量的・質的コントロールとその位置づけに関して多様性があり、実際にオーストラリアの経験においても、労働党政権と連立政権の間には質的な差異があった。上述のように、前者が、政府の役割を重視するアクティベーション政策を採用し、あらゆる移民が経済的貢献をなし得ると想定していたのに対して、後者は、市場メカニズムを重視するワークフェア政策を採用し、経済的貢献の可能性について移民ごとに差異があることを前提としていた。つまり、新たな社会統合のパターンを理解するためには、再商品化と移民の経済的貢献の強調という共通性を前提とした上での多様性を捉えることが必要といえる。

第三に、新たな社会統合のパターンを模索する試みが、ナショナルアイデンティティへの言及を伴うことの政治（学）的意味である。経済のグローバル化の進展およびポスト工業社会への移行に直面した際に、再商品化の推進および移民の経済的貢献を強調するという諸改革を進めることは、黄金時代における社会統合のあり方を抜本的に改革することを意味するため、新たな対立や紛争をもたらす可能性が高い。そこで、政治主体は、移行期の不安定性を何らかの形で埋め合わせる誘因を持つ。言い換えれば、負の側面が強調されやすい諸改革を、積極的な意義をもつものとして正統化／正当化する誘因を持つ。この文脈において言及されるのが、ナショナルアイデンティティである。労働党政権では、共和制への移行など新たなアイデンティティの構築が目指された一方で、連立政権では、主流派価値（西欧的な価値や規範）の強調という形で、過去から継承されてきた価値・理念・規範などが言及された。ここで興味深いのは、労働党政権による試みの失敗と、連立政権による試みの一定の成功である。つまり、両者の成否は、新しいアイデンティティ構築の試みが政治的に困難であること、そして過去から存在している価値・理念・規範に言及することが安定的な支持を得やすいことを示唆している（もちろん、連立政権のいう主流派価値の内実が、自由主義や民主主義などを前提としたものであり、普遍性の高いものであることも重要といえる）。そして、両者の試みは、政治学におけるアイデア的要因の重要性に注目する研究（Schmidt 2002, Blyth 2002, Campbell 2004, Hay 2002 など）の理論的知見と合致する。すなわち、新たなアイデアが受容されるためには、政治主体は、それを新しいものとして提示するのではなく、既存の価値・規範・理念などと適合するものであることを示す必要がある。

第四に、新たな社会統合のあり方が模索される中で、新たな社会的分断が生じつつある。黄金時代のオーストラリアでは、文化的に同質な移民のみを受け入れることで移民統合政策を不必要とするという形で、移民と主流派市民の間に分断が生じていた。コーポレート多文化主義のもとでは、移民を保護の対象とし、定住・社会参加の支援、言語習得支援などの社会サービスが提供されてきた。この段階では、移民は保護の対象とされることで、その主体性は軽視されることになった。その後、労働党政権下では、移民が経済的貢献をなし得る主体として積極的に位置づけられ、労働市場への積極的参加が求められる一方で、社会的に排除された人々はアクティベーション政策を通じて労働市場に参加することが求められていた。ここでは、あらゆる主体が労働市場に参加することで競争力の向上に貢献できると想定され、また新たなナショナルアイデンティティの構築によって諸改革の正統化／正当化が試みられ、従来の社会的分断は和らげられることとなった。しかし、労働市場において不利な立場に置かれる人々（例、障害や病気を抱える人、長期失業者、家庭におけるケア労働も同時に負担している人など）にとっては、労働市場への積極的参加は厳しい要求であったと考えられる。一方、ハワード連立政権下では、経済的に貢献できる移民のみを積極的に受け入れ、そうでない移民は自助を促す（もしくは受け入れを制限する）ことで新たな分断が生じているだけでなく、ワークフェア政策を採用することで、社会的に排除された人々への対応をより厳しいものとしている。つまり、連立政権下では、社会的分断に関して黄金時代における「多数派－移民」という軸ではなく、「経済的貢献の可能性あり－なし」という軸が表面化しつつあるといえる。言い換えれば、競争力への貢献が期待できる場合、多数派／移民にかかわらず包摂される一方で、競争力への貢献が

期待できない場合、社会的に排除される可能性が高い。しかし、社会的排除を放置することは秩序維持にとって大きな問題となるため、ハワード政権は主流派価値に言及することによって補完を図った（多数派内部の競争力を持たない人々にとって、主流派価値への言及は一体感や安心感をもたらすと期待できる）と考えられる。

第五に、新たな社会統合を模索する政治戦略の、政治的実現可能性と社会的有効性間のディレンマである。現在、経済のグローバル化の進展およびポスト工業社会への移行という文脈において、新たな社会統合のパターンを構築することが求められている。上述のように、オーストラリアでは、労働党政権と連立政権によって質的に異なるパターンの構築が目指された。労働党政権は、すべての主体が経済的貢献をなし得ることを前提に、労働市場への積極的な参加を促し、新たなナショナルアイデンティティを構築することによって諸改革を正統化／正当化しようと試みた。一方で、連立政権は、経済的貢献をなし得る主体が限定的であること（多数派、移民のそれぞれにおいて）を前提に、貢献をなし得ない主体に対して厳しい対応をとる一方で、主流派価値に言及することによって諸改革を正統化／正当化しようと試みた。前者の戦略は、「多数派－移民」という従来の社会的分断を埋めようとする点で社会的な有効性が高いといえるが、新たなアイデンティティの構築が政治的に困難という点で政治的実現可能性が低いといえる。一方、後者の戦略は、経済的貢献の可能性の有無という新たな社会的分断を生み出すという点で社会的な有効性に関する疑問は残るが、伝統的な価値・理念・規範に言及することは政治的な支持を生み出しやすいという点で政治的実現可能性が高いといえる。つまり、両者の試みは、政治的実現可能性と社会的有効性の間にディレンマがあることを示唆している。両者を両立させる政治的実践は、オーストラリアにおいてははまだ経験されていないが、試行錯誤を繰り返す中で、グローバル化とポスト工業化の時代における安定的な社会統合のパターンが生

	黄金時代	1970年代	労働党政権	連立政権
社会政策および移民政策	・賃金稼得者モデル ・白豪主義	・賃金稼得者モデルの修正 ・コーポレート多文化主義	・アクティベーション政策 ・ミドルクラス多文化主義 ・新しいナショナルアイデンティティの構築	・ワークフェア政策 ・ネオリベラル多文化主義 ・主流派価値の強調
社会統合のパターン	・文化的に同質的な移民のみ受け入れ→統合政策を不要とする ・保護主義政策により、社会政策の対象を限定	・脱商品化政策を通じた再分配の強化 ・文化的に多様な移民を受け入れ、保護の対象として積極的支援を行う	・アクティベーション政策による、労働市場への統合 ・移民を経済的主体として位置づけ、労働市場への積極的参加を促す ・新しいナショナルアイデンティティ（すべての人々にとって、新たに一体感を感じられるもの）の構築による諸改革の正統化／正当化	・ワークフェア政策によって労働市場への参加を強化 ・競争力への貢献が期待できる移民を積極的に受け入れる一方で、そうでない移民の受け入れを制限する ・主流派価値への言及による諸改革の正統化／正当化（多数派市民の競争力のない人々に安心感と一体感を提供）
理論的含意	①社会統合のパターンの変化あり（新自由主義の台頭を背景とした政策目標の変化：再商品化および移民の経済的貢献の強調） ②新しい社会統合における多様性あり（労働党政権：政府の役割重視＋あらゆる人々を経済的主体として位置づける、連立政権：市場メカニズムの重視＋経済的貢献可能性が主体ごとに異なることを想定） ③ナショナルアイデンティティへの言及（移行期の不安定性を埋め合わせるための政治的試み、新たなアイデンティティ構築の難しさ、過去から継承された価値などへの言及が支持を集めやすい） ④新たな社会的分断（経済的貢献の可能性の有無による分断の可能性） ⑤新たな社会統合パターンにおける政治的実現可能性と社会的有効性のディレンマ、新たな社会統合におけるバイアスや排除の構造への注意			

表7：オーストラリアにおける社会統合の変遷（筆者作成）

み出されるかもしれない。しかし、戦後の福祉国家コンセンサスが固有のバイアスや排除の構造（例、ジェンダーバイアスやマイノリティーの排除など）を持っていたように、新たな時代の安定的な社会統合のパターンもそうになってしまう可能性を否定できない。したがって、現実政治の展開を批判的に分析・考察する一方で、政治学・社会理論における規範研究などの知見を参考に、自由で公正な社会統合のあり方、および、それを支える諸条件を分析・考察することも重要な課題といえる。

それでは最後に残された課題について指摘したい。まず第一に、本稿は、社会統合のパターンの変化という観点から、オーストラリアの経験を簡単に振り返ったにすぎないため、詳細な実証分析とはほど遠い。そのため、ここまでの分析には不適切な部分が多く残されている可能性がある。したがって、今後は上述の分析を念頭に置きながら、社会政策と移民政策の変容に関する丁寧な実証分析を行う必要がある。第二に、これまでの比較福祉国家研究は、主に社会政策の発展（政策変化の有無やその方向性）およびその政治的背景に注目して研究を進めることで、多くの理論的知見¹³⁾を蓄積してきた。しかし、研究対象である福祉国家を支える諸基盤の変化、および、社会統合のパターンの変化について、十分な検討がなされてきたとはいえない。二節で紹介した定義が示唆するように、福祉国家は政治経済システムである以上、それを支える諸基盤（の変化）や社会統合のパターン（の変化）、それらをもたらした政治的メカニズムなどを考察する必要がある。政策次元のレベルだけでなく、諸基盤や社会統合の次元から福祉国家の特徴を把握し、その動態を捉えるためには、これまでとは異なる新たな理論枠組が必要になる。したがって、政治学的な福祉国家分析に向けた理論研究が引き続き求められているといえる（そのひとつの試みとして、加藤 2012）。

以上のように、本稿における考察や分析は不十分な点が多く、残された課題も多数ある。しかし、社会政策と移民政策の変遷に関するオーストラリアの経験を簡単に振り返ることで、社会統合のパターンに大きな変化が生じていること、新たな社会統合のあり方を模索する質的に異なる試みがなされてきたこと、その中で改革を正統化／正当化するためにナショナルアイデンティティへの言及がなされてきたこと、新たな社会的分断が生じつつあることなどを明らかにできたならば、本稿の目的は達せられたことになる。

注

- 1) 本稿と問題意識を共有すると思われる重要な先行研究としては、オランダ福祉国家における社会的包摂と排除のダイナミズムを検討した水島（2012）が挙げられる。
- 2) 福祉国家の定義、および、その特徴把握という論点に関しては、加藤（2012、特に第二・三章）も参照。
- 3) グローバル化と福祉国家に関する諸研究のレビューは、以下を参照（加藤 2012、特に第二章）。
- 4) 上述のように、福祉国家の変容における政策課題は、長期間の失業状態からの脱却や女性および若年失業者の労働市場への参入を促進する「再商品化」、および、女性による福祉供給への依存から脱却する「脱家族化」から構成される（Armingeon and Bonoli 2006, Taylor-Gooby 2004）。本稿では、紙幅の関係上、再商品化に注目して分析を行っていく。
- 5) 例えば、Tsudaらは、前者を「移民（immigration）政策」とし、後者を「移住者（immigrant）政策」とする（Tsuda and Cornelius 2004, p.465）。一方、樽本は、前者を「移民フロー政策」とし、後者を「移民ストック政策」とする（樽本 2012, p.76）。

- 6) オーストラリアにおける福祉国家の再編に関しては、加藤（2012、特に第五章）も参照。
- 7) オーストラリアの社会保障システムの概要に関して、邦語で読めるものとしては、以下の研究を参照（小松・塩野谷 1999, 仲村・一番ヶ瀬 2000, McClelland and Smyth 2006）。
- 8) キャスルズによる整理には、批判としては以下のものを参照（Smyth 1994, Bell 1997, Schwartz 1998, Watts 1997）。
- 9) ここで賃金稼得者モデルが成立した社会的・経済的・政治的条件について言及しておく。例えば、社会的条件として、持ち家率の高さ、人口構造の若さ、固有のジェンダーバイアスなどが挙げられる（Castles 1996）。他方、経済的条件として、主要な貿易市場としてのイギリスの存在、主要な輸出製品として鉱山資源や一次産品に恵まれていたことなどが挙げられる（Castles et al. 1996）。政治的条件としては、固有の階級連合が形成されたことを指摘できる。すなわち、一次産品などの輸出セクターのビジネス勢力に高関税政策のコストを負担させる形で、国内製造業セクターと労働勢力の間に妥協が形成され、戦後期には政党政治レベルでのコンセンサスにも支えられることで安定化していったのである（Bell 1997, Castles 1988, Schwartz 2000）
- 10) 白豪主義の歴史的背景は、連邦形成以前の1850年代の入植時代にまで遡ることができる（Castles and Vasta 2004, Collins 2008, 関根ほか1988, 関根1988）。つまり、白豪主義は、中国系移民増大のために生じた、白人入植者を中心とした既存秩序の揺らぎ、ナショナリズムの台頭と人種的同質性の追求などを背景として高まったとされる。
- 11) 例えば、連立政権下では、家族政策に関して、女性が主にケア活動に従事し労働市場に限定的に参加する家庭を優遇する家族税給付の改革、出産手当の導入（所得保障のある育児休暇の導入は拒否される）、子供ケア手当の導入などが実施され、また高齢年金の給付調整や高齢者向けの税控除などが実施されている。
- 12) 本稿では、新自由主義を、諸価値の中でも経済的効率性を重視し、経済・社会問題に対する調整方法として市場メカニズムの有効性を認め、諸政策領域においてその導入を積極的に目指す立場と捉える。新自由主義の特徴および歴史的展開に関しては、Harvey（2005）やSteger and Roy（2011）も参照。
- 13) 例えば、特徴把握のための理論枠組として、福祉レジーム論に代表される類型論がある。一方、動態を説明するための理論枠組として、権力資源動員論、比較政治経済学（階級交差連合論や資本主義の多様性論）、福祉国家の新しい政治論、アイデアへの注目などが挙げられる。

【参考文献】

- 浅川晃広 2006 『オーストラリア移民政策論』中央公論事業出版。
- 飯笹佐代子 2007 『シティズンシップと多文化国家』日本経済評論社。
- 小野耕二 2000 『転換期の政治変容』日本評論社。
- 加藤雅俊 2012 『福祉国家再編の政治学的分析』御茶の水書房。
- クリストファー・ピアソン（田中浩・神谷直宏訳）1998 『曲がり角にきた福祉国家』未来社。
- 小松隆二・塩野谷祐一（編）1999 『先進諸国の社会保障 ニュージーランド・オーストラリア』東京大学出版会。
- 齋藤憲司 2009 「共和制移行論議」, 総合調査報告書『オーストラリア・ラッド政権の1年』国立国会図書館。
- 齋藤純一（編）2009 『自由への問い 社会統合』岩波書店。
- 塩原良和 2005 『ネオ・リベラリズム時代の多文化主義』三元社。
- 2010 『変革する多文化主義』法政大学出版会。
- 2012 『共に生きる』弘文堂。
- 杉田弘也 2009 「オーストラリアの労働運動、労使関係と福祉国家」, 新川敏光・篠田徹（編）『労働と福祉国家の可能性』ミネルヴァ書房。

- 関根政美 1988 『マルチカルチュラル・オーストラリア』 成文堂。
—— 1994 『エスニシティの政治社会学』 名古屋大学出版会。
—— 2000 『多文化主義社会の到来』 朝日新聞社。
- 関根政美・鈴木雄雅・竹田いさみ・加賀爪優・諏訪康雄 1988 『概説オーストラリア史』 有斐閣。
田口富久治（編）1986 『ケインズ主義的福祉国家』 青木書店。
竹田いさみ・森健・永野隆行（編）2007 『オーストラリア入門・第2版』 東京大学出版会。
樽本英樹 2009 『よくわかる国際社会学』 ミネルヴァ書房。
—— 2012 『国際移民と市民権ガバナンス』 ミネルヴァ書房。
- 仲村優一・一番ヶ瀬康子（編）2000 『世界の社会福祉 オーストラリア・ニュージーランド』 旬報社。
水島治郎 2012 『反転する福祉国家』 岩波書店。
宮本太郎 2002 「社会民主主義の転換とワークフェア改革」 日本政治学会（編）『年報政治学 三つのデモクラシー』 岩波書店。
—— 2013 『社会的包摂の政治学』 ミネルヴァ書房。
- 山田鋭夫 1994 『レギュレーション・アプローチ（増補新版）』 藤原書店。
- ALP/ACTU 1983 : *Statement of Accord by Australian Labor Party and the Australian Council of Trade Unions Regarding Economic Policy, ACTU*
- Armingeon, Klaus and Giuliano Bonoli (eds.) 2006 : *The Politics of Post-industrial Welfare States*, Routledge.
- Bell, Stephen 1993 : *Australian Manufacturing and the State*, Cambridge University Press.
—— 1997 : *Ungoverning the Economy*, Oxford University Press.
- Blyth, Mark 2002 : *Great Transformations*, Cambridge University Press.
- Bonoli, Giuliano and David Natali (eds.) 2012 : *The Politics of the New Welfare State*, Oxford University Press.
- Campbell, L. John 2004 : *Institutional Change and Globalization*, Princeton University Press.
- Capling, Ann and Brian Galligan 1992 : *Beyond the Protective State*, Cambridge University Press.
- Carney, Terry 2006 : "Welfare to Work: or Work-discipline Re-visited?" *Australian Journal of Social Issues* 41:27-48.
- Cass, Bettina 1988 : *Income Support for the Unemployed in Australia*, Social Security Review Issues Paper No.4
- Castles, G. Francis 1985 : *The Working Class and Welfare*, Allen & Unwin. (岩本敏夫ほか訳『福祉国家論』啓文社、1991年。)
—— 1988 : *Australian Public Policy and Economic Vulnerability*, Allen & Unwin.
—— 1994 : "The Wage Earners' Welfare State Revisited: Refurbishing the Established Model of Australian Social Protection 1983-1993" *Australian Journal of Social Issues* 29:120-45.
—— 1996 : "Needs-Based Strategies of Social Protection in Australia and New Zealand" Pp.88-115 in *Welfare States in Transition*, edited by G. Esping-Andersen, Sage Publications.
—— 1997 : "The Institutional Design of the Australian Welfare State" *International Social Security Review* 50:25-41.
- Castles, G. Francis, Rolf Gerritsen and Jack Vowles (eds.) 1996 : *The Great Experiment*, Allen & Unwin.
- Castles, G. Francis and John Uhr 2007 : "The Australian Welfare State: Has Federalism Made a Difference?" *Australian Journal of Politics and History* 53:96-117.
- Castles, Stephen and Ellie Vasta 2004 : "Australia: New Conflicts around Old Dilemmas" Pp.141-173 in W. A. Cornerilus et al. (eds.) *Controlling Immigration*, Stanford University Press.
- Cerny, Philip 1990 : *The Changing Architecture of Politics*, Sage Publications.
- Collins, Jock 2008 : "Australian Immigration Policy in the Age of Globalization" in *Migration and*

- Globalization*, edited by A. Kondo, Akashi Shoten.
- Conley, Tom 2001 : "The Domestic Politics of Globalisation" *Australian Journal of Political Science* 36:223-46.
- The Department of Communication and Arts 1994 : *Creative Nation*, Australian Government Publishing Service.
- Disney, Julian 2004 : "Social Policy" Pp.191-215 in *The Howard Years*, edited by R. Manne, Black Inc. Agenda.
- Esping-Andersen, Gøsta 1990 : *The Three Worlds of Welfare Capitalism*, Polity Press. (岡沢憲美・宮本太郎監訳『福祉資本主義の三つの世界』ミネルヴァ書房, 2001年。)
- 1999 : *Social Foundation of Postindustrial Economies*, Oxford University Press. (渡辺雅男・渡辺景子訳『ポスト工業経済の社会的基礎』桜井書店, 2000年。)
- Finn, Dan 1999 : "Job Guarantees for the Unemployment: Lessons from Australian Welfare Reform" *Journal of Social Policy* 28:53-71.
- Goldfinch, Shaun 2000 : *Remaking New Zealand and Australian Economic Policy*, Georgetown University Press.
- Goodin, E. Robert 2001 : "False Principles of Welfare Reform" *Australian Journal of Social Issues* 36:189-205.
- Harvey, David 2005 : *A Brief History of Neoliberalism*, Oxford University Press. (渡辺浩監訳『新自由主義』作品社, 2007年。)
- Harris, Patricia 2001 : "From Relief to Mutual Obligation: Welfare Rationalities and Unemployment in 20th-century Australia" *Journal of Sociology* 37:5-26.
- Hay, Colin 2002 : *Political Analysis*, Palgrave.
- Held, David (ed.) 2000 : *A Globalizing World?*, Routledge. (中谷義和監訳『グローバル化とは何か』法律文化社, 2002年。)
- Hill, Elizabeth 2006 : "Howard's 'Choice' : The Ideology and Politics of Work and Family Policy 1996-2006" *Australian Review of Public Affairs*.
- Howard, John 1997 : *Investing for Growth*, Australian Government Publishing Service.
- Jenson, Jane and Denis Saint-Martin 2003 : "New Routes to Social Cohesion? Citizenship and Social Investment State" *Canadian Journal of Sociology* 28:77-99.
- Jessop, Bob 2002 : *The Future of the Capitalist State*, Polity Press.
- Johnson, Carol 2000 : *Governing Change*, University of Queensland Press.
- Johnson, Carol and Fran Tonkiss 2002 : "The Third Influence: The Blair Government and Australian Labor" *Policy & Politics* 30:5-18.
- Keating, Paul 1994 : *Working Nation*, Australian Government Publishing Service.
- Lewis, Jane 1992 : "Gender and the Development of Welfare Regimes" *Journal of European Social Policy* 2:159-73.
- Macintyre, Clement 1999 : "From Entitlement to Obligation in the Australian Welfare State" *Australian Journal of Social Issues* 34:103-118.
- McClelland, Alison 2002 : "Mutual Obligation and the Welfare Responsibilities of Government" *Australian Journal of Social Issues* 37:209-24.
- McClelland, Alison and Paul Smyth 2006 : *Social Policy in Australia*, Oxford University Press. (新潟青陵大学ワークフェア研究会訳『オーストラリアにおける社会政策』第一法規, 2009年。)
- Mendes, Philip 2003 : *Australian's Welfare Wars*, University of New South Wales Press.
- 2008 : *Australian's Welfare Wars Revisited*, University of New South Wales Press.
- Parker, Stephen and Rodney Fopp 2004 : "The Mutual Obligation Policy in Australia: The Rhetoric and Reasoning of Recent Social Security Policy" *Contemporary Politics* 10:257-69.
- Pierson, Paul 1994 : *Dismantling the Welfare States?*, Cambridge University Press.

- (ed.) 2001 : *The New Politics of Welfare States*, Oxford University Press.
- Pierson, Christopher 2001 : "Globalisation and the End of Social Democracy" *Australian Journal of Politics and History* 47: 459-74.
- 2002 : "Social Democracy on the Back Foot: The ALP and the 'New' Australian Model" *New Political Economy* 7: 179-97.
- 2003 : "Learning from Labor? Welfare Policy Transfer between Australia and Britain" *Commonwealth & Comparative Politics* 41:77-100.
- Pusey, Michael 1991 : *Economic Rationalism in Canberra*, Cambridge University Press.
- Quiggin, John 2004 : "Economic Policy" Pp.169-90 in *The Howard Years*, edited by R. Manne, Black Inc. Agenda.
- Ramia, Gaby and Nick Wailes 2006 : "Putting Wage-Earners into Wage-Earners' Welfare States: The Relationship between Social Policy and Industrial Relations in Australia and New Zealand" *Australian Journal of Social Issues* 41:49-68.
- Ramsay, Tom and Tim Battin 2005 : "Labor Party Ideology in the early 1990s: Working Nation and Paths not Taken" *Journal of Economic and Social Policy* 9:143-160.
- Ruggie, John. G 1982: "International Regimes, Transactions, and Change: Embedded Liberalism in the Postwar Economic Order" *International Organization* 36: 379-415.
- Ryan, Neal 2005 : "A Decade of Social Policy under John Howard: Social Policy in Australia" *Policy & Politics* 33:451-60.
- Schmidt, A. Vivien 2002 : *The Futures of European Capitalism*, Oxford University Press.
- Schwartz, Herman 1998 : "Social Democracy Going Down or Down Under: Institutions, Internationalized Capital, and Indebted States" *Comparative Politics* 30:253-72.
- 2000 : "Internationalization and Two Liberal Welfare State" Pp.69-130 in *Welfare and Work in the Open Economy VOL.2*, edited by F. W. Scharpf and V. A. Schmidt, Oxford University Press.
- Shaver, Sheila 2002 : "Australian Welfare Reform: From Citizenship to Supervision" *Social Policy & Administration* 36:331-45.
- Smyth, Paul 1994 : *Australian Social Policy*, University of New South Wales Press.
- Steger, B. Manfred 2003: *Globalization*, Oxford University Press. (櫻井公人ほか訳『グローバリゼーション』岩波書店、2005年。)
- Steger, B. Manfred and Ravi K. Roy 2011 : *Neoliberalism*, Oxford University Press.
- Taylor-Gooby, Peter (ed) 2004 : *New Risks, New Welfare ?*, Oxford University Press.
- Theodore, Nik and Jamie Peck 2000 : "Searching for Best Practice in Welfare-to-Work: The Means, the Method and the Message" *Policy & Politics* 29:81-98.
- Torring, Jacob 1998 : *Politics, Regulation and the Modern Welfare State*, Macmillan Press.
- Tsuda, Takeyuki and Wayne A. Cornelius 2004 : "Japan: Government Policy, Immigrant Reality", Pp.439-476 in *Controlling Immigration*, edited by W. A. Cornerilus et al. Stanford University Press.
- Waring, Peter 2005 : "Labour Market Programs versus Industrial Relations Reform? The Rhetoric and Reality of Working Nation" *Journal of Economic and Social Policy* 9:55-72.
- Watts, Rob 1997 : "Ten Years on: Francis G. Castles and the Australian 'Wage-Earners' Welfare State" *Australian and New Zealand Journal of Sociology* 33:1-15.

【謝辞】

本論文は、2013年6月22日（神戸大学）、2013年度日本比較政治学会研究大会・自由企画2「福

社国家と移民」で報告したペーパーを加筆・修正したものである。セッションの報告者・司会者・討論者・参加者のみなさまにお礼申し上げる。時間と紙幅の関係上、学会当日にいただいたコメントおよびアドバイスを十分に反映させることができなかった。今後の研究において活かしていきたい。

本研究は、立命館大学国際言語文化研究所の2012年度萌芽のプロジェクト研究「現代レジャー研究会」、立命館大学人文科学研究所の研究所重点研究プログラム「グローバル化と公共性研究会」および助成プログラム「比較ポピュリズム研究会」の研究成果の一部である。両研究会に参加されている先生方にお礼申し上げます。また同時に、科学研究費補助金（若手研究B「雇用保障重視型の福祉国家再編の比較分析－「言説の政治」からみた日豪比較－」研究代表者・加藤雅俊、および、基盤研究A「労働の国際移動が福祉国家政策および政治に与える影響に関する比較研究」研究代表者・新川敏光 京都大学教授）の研究成果の一部でもある。

【参考資料】

年	1970	71	72	73	74	75	76	77	78	79	1980	81	82	83	84	85	86	87	88	89
失業率	1.5	1.4	1.7	2.5	1.8	2.4	4.6	4.7	6.5	6.1	6.2	5.9	6.1	8.9	9.5	8.5	7.9	8.3	7.8	6.6
インフレ率	2.6	3.2	4.8	6.8	6.0	12.9	16.7	13.0	13.8	9.5	8.2	9.4	10.4	11.5	6.9	4.3	8.4	9.3	7.3	8.0
成長率	9.3	5.2	4.3	3.1	3.2	7.5	1.7	3.7	1.1	4.9	2.4	3.3	3.9	-3.6	5.0	5.9	3.6	1.8	5.9	6.1
年	1990	91	92	93	94	95	96	97	98	99	2000	01	02	03	04	05	06			
失業率	6.2	8.4	10.4	11.0	10.5	8.3	8.5	8.6	8.1	7.5	6.3	6.9	6.4	6.1	5.5	5.1	5.0			
インフレ率	5.3	5.3	1.9	1.0	1.8	3.2	4.2	0.3	0.9	2.0	4.5	4.4	3.0	2.8	2.3	2.4	2.1			
成長率	3.6	1.0	-0.3	3.1	3.3	5.9	3.1	3.7	4.2	4.0	3.7	3.3	2.6	3.8	3.5	3.0	3.2			
オーストラリアにおける主要な経済指標 出典：竹田ほか（2007, p289 より一部を抜粋）																				

公的社会支出の割合	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年
合計	12.1	13.1	16.2	17.3	16.5
老齢	2.9	3.3	3.9	4.7	4.3
ヘルス	4.5	4.4	4.7	5.4	5.6
家族	1.1	1.5	2.7	2.9	2.7
積極的労働市場政策	0.3	0.2	0.7	0.4	0.4
失業給付	1.2	1.1	1.2	0.9	0.5
その他	2.1	2.6	3.0	3.0	3.0
オーストラリアにおける公的社会支出（対GDP比）OECD Social Expenditure より筆者作成					

福祉国家の変容と移民政策（加藤）

単位：千人	1954年	1961年	1971年	1981年	1994年	2004年
英国	664.2	755.4	1081.3	1120.9	1223.5	1190.9
ニュージーランド	43.4	47.0	74.1	160.7	295.9	442.2
イタリア	119.9	228.3	288.3	275.0	264.1	227.9
中国	10.3	14.5	17.1	25.2	102.2	182.0
ヴェトナム	不明	不明	不明	40.7	150.4	176.6
ギリシャ	25.9	77.3	159.0	145.8	143.4	128.7
インド	12.0	14.2	28.7	41.0	75.6	128.6
フィリピン	0.2	0.4	2.3	14.8	93.2	125.1
ドイツ	65.4	109.3	110.0	109.3	119.9	116.1
南アフリカ	6.0	7.9	12.2	26.5	57.0	109.2
マレーシア	2.3	5.8	14.4	30.5	81.6	97.8
オランダ	52.0	102.1	98.6	95.1	97.0	88.7
レバノン	3.9	7.3	23.9	49.4	77.2	84.3
香港	1.6	3.5	5.4	15.3	74.7	76.5
海外出生者合計	1286.5	1778.8	2546.4	3128.1	4093.6	4750.9
オーストラリア	7700.1	8729.4	10173.1	11388.6	13761.1	15360.4
人口計	8986.5	10508.2	12719.5	14516.9	17856.7	20111.3
オーストラリアにおける主要出生別人口 出典：竹田ほか（2007, p.91）						

	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年
移住者合計（千人）	87.4	99.1	85.8	77.3	84.1	92.3	107.4	88.9	93.9	111.6	123.4
熟練労働者（%）	23.1	20.2	23.0	33.6	33.2	35.1	33.3	40.5	41.0	46.2	43.0
家族呼び寄せ（%）	42.4	46.9	42.6	27.3	25.6	21.6	18.8	26.3	29.9	26.5	26.9
人道主義的移住（%）	15.6	13.9	11.5	14.4	10.4	7.9	7.1	7.6	10.2	9.3	10.7
移住者カテゴリー別の割合の推移 出典：竹田ほか（2007, p.99）											

